変更した事項
名称　崎山鼻北東方洋上風力発電施設灯
位置
所在地　崎山港沖防波堤南灯台（長崎県五島市（崎山港沖防波堤南端）の東北東方約四・七キロメートル
北緯　三二―四〇―一四
東経　一二八―五六―一七
記事　一　本灯は、洋上風力発電施設の周囲に四基設置されていて、四基の灯火は同期している。
二　洋上風力発電施設の水面上から一五メートルまでの全周を黄色で塗装している。
三　環境省地球環境局管理
変更年月日　平成二十八年一月十四日
記事　一時位置変更中のところ名称等変更のうえ復旧

名称　下津井港一文字防波堤西灯台
位置
所在地　岡山県下津井港（一文字防波堤西端）
北緯　三四―二六―一七
東経　一三三―四七―三〇
変更した事項
位置　正規位置の一一〇度約六メートル
塗色及び構造　灰白色　やぐら形
変更年月日　平成二十八年一月十五日
記事　一時変更

名称　由良岬灯台
位置
所在地　愛媛県南宇和郡愛南町（由良岬）
北緯　三三―〇一―〇九
東経　一三二―二二―五九
変更した事項
光度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで八・五メートル　平均水面上から灯火まで九三メートル
変更年月日　平成二十八年一月十五日

名称　庄ノ島灯台
位置
所在地　愛媛県宇和島市（庄ノ島）
北緯　三三―〇七―三七
東経　一三二―二六―三一
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで七・五メートル　平均水面上から灯火まで一〇メートル
変更年月日　平成二十八年一月十六日

名称　寺島橋橋梁灯（C一灯）
位置
所在地　蓬来島（長崎県西海市）の西北西方約九〇メートル
北緯　三三―〇二―一三
東経　一二九―三七―四一
変更した事項
変更年月日　一時高さ変更中のところ復旧
平成二十八年一月十九日

名称　寺島橋橋梁灯（R一灯）
位置
所在地　寺島橋橋梁灯（C一灯）の東南東方約五〇メートル
北緯　三三―〇二―一二
東経　一二九―三七―四三
変更した事項
変更年月日　一時高さ変更中のところ復旧
平成二十八年一月十九日

名称　大津港南防波堤A灯台
位置
所在地　茨城県大津港（南防波堤（A）外端）
北緯　三六―四九―一一
東経　一四〇―四七―〇四
変更した事項
高さ　地上から構造物の頂部まで八・四メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
記事　補正

名称　平潟港南防波堤灯台
位置
所在地　茨城県平潟港（南防波堤北端）
北緯　三六―五一―三九
東経　一四〇―四八―〇二
変更した事項
高さ　地上から構造物の頂部まで八・六メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
記事　補正

○関東地方整備局告示第三十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年二月十八日

関東地方整備局長　石川　雄一

その関係図面は、平成二十八年二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百四十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
厚木市金田字新神明下一四一三番一から伊勢原市善波一〇〇二番二まで	前	A　一三・六〇～一五・六〇	七三・二〇	上記A・B・C・D・E・F及びGは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・D　一三・六〇～一五・六〇	七三・二〇	
		C・E　一三・六〇～一五・六〇	七三・二〇	
		A　一三・六〇～一五・六〇	七三・二〇	
		B・D　〇・〇〇～三・二五	四・九四一	
		C・E　二七・八五～三五九・九二	四・九四一	
	後	B・D　〇・〇〇～二六一・四六	三・二五三	
		C・E　二七・八五～三六八・六九	四・九四一	
		F　二七・八五～三六八・六九	四・九四一	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○北海道開発局告示第二十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年二月十八日

その関係図面は、平成二十八年二月十八日から一般の縦覧に供する。

一　道路の種類及び路線名　一般国道　三十九号

二　道路の位置　北海道網走郡大空町女満別昭和から網走市字呼人まで　北海道開発局及び同局網走開発建設部

〃　網走市字呼人から同市大曲一丁目まで　〃

〃　網走市大曲一丁目から同市新町二丁目まで　〃

〃　網走市新町二丁目から同市南六条東四丁目まで　〃

三　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　北海道総合通信網株式会社　取締役社長　宮本　英一

住所　札幌市北区北一条東二丁目五番三

四　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

「道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

五　管理の期間　平成二十八年一月十四日から本協定の存続する日まで

○北海道開発局告示第三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十八日

北海道開発局長　本田　幸一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
室蘭市幌萌町二一七番三から同市幌萌町一番七まで	前	一三・八三～三九・四四	〇・四三一
	後	一四・二三～四一・七二	〇・四三一

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部